

府中市空き地・空き家ワンストップ相談窓口運営業務委託に係る  
公募型プロポーザル募集要項（空家等管理活用支援法人の指定に  
係る手続を含む。）

## 1 業務概要

### (1) 業務件名

府中市空き地・空き家ワンストップ相談窓口運営業務委託

### (2) 目的

本件委託は、空き地・空き家の所有者等への支援や空き地・空き家の周辺住民からの当該空き地・空き家に関する相談等に対応するため、空き地・空き家になる前の事前準備から活用・除却まで対応できる包括的な相談支援体制を確立することを目的とする。

については、本件委託にあたる法人を、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条に定める空家等管理活用支援法人に指定するとともに、受託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

### (3) 委託内容

別紙「府中市空き地・空き家ワンストップ相談窓口運営業務委託仕様書」（以下「別紙仕様書」という。）のとおり

### (4) 履行期間

令和8年8月10日から令和9年3月31日（水）まで

ただし、相談窓口の運営期間は令和8年10月1日から令和9年3月31日までとし、令和8年8月10日から同年9月30日までの期間は、相談窓口の運営開始に向けた事前準備期間とする。

※ 履行状況を勘案し、2回を限度に契約を1年間更新する場合あり

### (5) 提案限度額

3,086,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 別紙仕様書の業務内容に係る限度額。限度額は、本件委託の業務実施に係る費用のほか、相談窓口の運営開始に向けた準備に要する全ての費用を含む。

## 2 参加資格

本件プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出日現在において、次の要件を満たす者とする。ただし、契約締結日までに要件を満たさなくなった場合は、その時点において失格とする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であって、法第24条

各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

- (2) 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおいて、当該業務に係る府中市への入札参加資格を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加するに支障がないと認められる者は、この限りではない。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また、法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。
- (6) 府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、府中市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月府中市条例第23号)その他の法律、政令、省令、条例及び所轄官庁の行政指導を遵守の上、委託業務を通じて取得する個人情報を保護するために、必要な措置を講じることができること。
- (9) 東京都、千葉県、埼玉県又は神奈川県に本社、支社又は営業所を有していること。
- (10) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

### 3 審査・スケジュール等

#### (1) 募集及び選定方法

本業務に係る事業者の募集及び選定方法は、公募型プロポーザル方式とし、次のとおり審査する。なお、事業者名、選定経過等は、府中市プロポーザル方式ガイドラインに沿って公表する。

##### ア 一次審査

参加申込書及び添付書類により評価を行い、上位3者程度を一次審査通過者として選定する。なお、一次審査の結果(点数)は二次審査に引き継ぐ。

##### イ 二次審査

一次審査を通過した事業者による提案(提案書、提案のプレゼンテーション映像、ヒアリング(電子メール)等)について審査し、その結果、最も合計点が高い事業者を受託候補者、次に合計点が高い事業者を次点候補者

として選定する。ただし、受託候補者の選定後、当該受託候補者が辞退し、又は失格となったときは、次点候補者を受託候補者に繰り上げるものとする。

(2) 実施スケジュール

項目	日程
募集要項等の公表	令和8年6月15日(月)
募集要項の配布期間	令和8年6月15日(月)から 令和8年6月29日(月)午後5時まで
参加申込書類の受付期間	令和8年6月15日(月)から 令和8年6月29日(月)午後5時まで
企画提案書等に関する 質問の受付	令和8年6月15日(月)から 令和8年6月22日(月)午後5時まで
質問への回答(電子メール)	令和8年6月24日(水)
一次審査(書類審査)結果通知	令和8年7月3日(金)(予定)
企画提案書等の提出期間	令和8年7月3日(金)(予定)から 令和8年7月10日(金)午後5時まで
市からのヒアリング	令和8年7月17日(金)(予定)
市からのヒアリングへの回答	令和8年7月22日(水)(予定)
受託候補者選定結果通知	令和8年7月28日(火)(予定)
契約の締結及び受託候補者の 公表	令和8年8月上旬(予定)

4 募集要項の配布

(1) 配布方法

ア 市ホームページよりダウンロード

イ 府中市生活環境部環境政策課(東京都府中市宮西町2丁目24番地  
府中市役所おもや3階)にて直接配布

(2) 配布期間

令和8年6月15日(月)から令和8年6月29日(月)(ただし、(1)イの  
直接配布は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。)

5 提出書類

(1) 参加申込に係るもの

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| ア 公募型プロポーザル方式への参加申込書       | 1部 |
| イ 同種業務の履行実績を証する書類(契約書の写し等) | 1部 |
| ウ 定款又は寄附行為                 | 1部 |
| エ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面      | 1部 |

- オ 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面 1部
- カ 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表 1部
- キ 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書 1部
- ク ウからキまでに掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類 各1部
- ※ ウからクまでの書類は、空家等管理活用支援法人の指定に係る審査のために提出すること。

(2) 提案書に係るもの

ア 提案書 8部（正本1部、副本7部）

- (ア) 提案書は、表紙、目次などを含め20ページ以内とし、A4判用紙に両面印刷し、簡易製本したものを提出すること。（A3判を使用することも可とするが、その場合は、片面Z折りとするものとし、A4判2ページを使用したものとみなす。）
- (イ) 文字サイズは12ptを標準とする。
- (ロ) 正本には参加者名を記載し、副本には提案書から参加者が判別できないよう、参加者名及び参加者を推測することができる情報を記載しないこと。
- (ハ) 専門知識を有さない者にも理解できるよう配慮し、図表などを用いて見やすい提案書を作成すること。
- (ニ) 提案書の様式は任意とするが、記載内容については、「8 提案書の記載内容」に含まれる項目は必ず記載すること。
- (ホ) 提案書は、印刷物のほか、Microsoft Office に含まれるアプリケーションを用いた形式又はPDF形式で保存したCD-ROMを提出すること。

イ 提案に関する映像

- (ア) 提出した提案書を基に、本業務に係る提案の内容に係る映像を10分以内にまとめたものとする。
- (イ) 本業務の業務責任者及び担当者が出演すること。
- (ロ) 審査に影響を与える音響（BGM）は使用しないこと。
- (ハ) 参加者が判別できないよう、参加者名及び参加者を推測することができる情報（名札、背景等）は使用しないこと。
- (ニ) 市が指定するシステムによりデータを提出すること。

ウ 見積書 8部（正本1部、副本7部）

- (ア) 提案金額は総額で記載し、かつ、消費税額の内訳が分かるよう記載すること。
- (イ) 作業項目ごとの費用を明示すること。
- (ロ) 相談窓口の設置に係る初期費用（賃借料、機器や消耗品などの購入費用、電話の設置費用など）その他の準備行為に要する費用も提案金額に

含めるものとする。

- (イ) 正本には参加者名を記載し、副本には見積書から参加者が判別できないよう、参加者名及び参加者を推測することができる情報を記載しないこと。
- (ロ) 見積書は、印刷物のほか、PDF 形式で保存した CD-ROM も併せて提出すること。

## 6 提出書類の提出期間、提出方法等

### (1) 参加申込に係るもの

#### ア 提出期間

令和8年6月15日（月）から令和8年6月29日（月）午後5時まで

#### イ 提出先

事務局（府中市生活環境部環境政策課空き地・空き家対策担当）

#### ウ 提出方法

事前に電話連絡の上、提出先に持参し、又は郵送すること。なお、郵送する場合は、書留郵便に限るものとし、提出期限までに必着すること。（持参する場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。）

### (2) 提案書に係るもの

#### ア 提出期間

令和8年7月3日（金）から令和8年7月10日（金）（予定）

#### イ 提出先

事務局（府中市生活環境部環境政策課空き地・空き家対策担当）

#### ウ 提出方法

印刷物については、事前に電話連絡の上、提出先に持参し、又は郵送すること。なお、郵送する場合は、書留郵便に限るものとし、提出期限までに必着すること。（持参する場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。）

### (3) 失格について

次のいずれに該当する場合は失格とする。

#### ア 提出書類に虚偽があった場合

#### イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

#### ウ その他本要項の内容に適合していない場合

## 7 質問の受付及び回答

本件プロポーザルの内容について、質疑がある場合は、次のとおり質問事項を電子メールにて提出すること。

このとき、電子メールの件名は「【ワンストップ相談窓口プロポ質問】質問者名」とするものとし、様式は任意とする。

また、電子メールの送信後、事務局へ電話にてメールを送信した旨の連絡をし、受信の確認を行うこと。

なお、電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(1) 受付期間

令和8年6月15日（月）から令和8年6月22日（月）午後5時まで

(2) 提出先

事務局（府中市生活環境部環境政策課空き地・空き家対策担当）

電子メール：kankyo01@city.fuchu.tokyo.jp

(3) 回答方法

令和8年6月24日（水）に質問者に対して、電子メールで回答するとともに、全ての質問に対する回答一覧を市ホームページにて公開する。

なお、質問者名については公表しない。

## 8 受託候補者の選定

(1) プレゼンテーションの参加者（一次審査通過者）の選定

提出された参加申込書等により本実施要項2の参加資格要件を確認し、要件を充たす者を一次審査通過者とし、プレゼンテーションの参加者（以下「参加者」という。）として選定する。選定された参加者は、本募集要項に基づき、企画提案書等を提出するものとする。

ただし、参加申込書等の提出者が3者を超えた場合は、次の評価基準により審査し、3者程度を参加者として選定する。

評価項目	評価の視点		配点
参加資格 評価 (40点)	法人の業務実績	過去5年間の同種業務の件数 (地方公共団体数)	20
	配置予定の相談員の 業務実績	過去5年間の同種業務の件数 (地方公共団体数)	20

ア 一次審査の結果については、令和8年7月3日（金）（予定）に、参加申込書を提出した全ての者に対して、電子メール及び書面にて通知する。

イ 参加者として選定されなかった者は、通知をした日の翌日から起算して7日（府中市の休日に関する条例（平成元年3月府中市条例第11号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、参加者として選定されなかった理由について説明を求めることができる。

市は、参加者として選定されなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる日の最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、書面により回答する。

(2) プレゼンテーション（二次審査）

二次審査は、提出された提案書をもとに、本業務に係る提案、支援体制等

の内容を映像によるプレゼンテーションを審査する方式で実施する。なお、提案書に記載のない事項についてプレゼンテーションを行うことはできない。

#### ア 提案書の記載内容

別紙仕様書に基づき、次の項目に係る提案を記載すること。

##### (7) 法人概要

本社所在地、設立年度、従業員数及び主な業務内容について記載するほか、本業務に関連する事項があれば記載すること。

##### (8) 同種業務の経験

参加申込時の提出書類に記載した実績について、具体的にどのような支援又は解決を図ったかを記載すること、また、配置予定の相談員についても、同種業務の経験や件数について同様に記載すること。

##### (9) 業務実施方針

別紙仕様書を踏まえ、提案者として本業務の実施方針を記載すること。

##### (10) 業務実施体制

別紙仕様書の条件を満たした上で、相談窓口の開設方法や営業時間を提案し、その理由についても記載すること。また、相談体制を確保できる人員や有資格者の配置とそれぞれの役割について明記すること。

併せて、契約締結後に、相談受付開始に向けた準備（別紙仕様書5(3)に記載する専門家・協力事業者との連携・協力体制の構築を含む。）について、予定を記載すること。

##### (11) 業務実施内容

a 相談業務を実施する際のフロー及びポイントを具体的に示すこと。

b 個々の相談対応を行う際のポイント・考え方を示すこと。

c 所有者等が相談しやすい環境づくり、相談窓口の利用促進策などの取組を示すこと。

##### (12) 独自提案

a 一般不動産市場での流通が困難な空き家について、除却や解体以外の選択肢も併せて相談者に提案できる場合は、その具体的手法を記載すること。

b その他空き地・空き家の解消に向けた取組がある場合には、その具体的な内容を記載すること。

#### イ ヒアリング

提出された提案書等の内容について確認すべき事項がある場合は、市より参加者に対して、次のとおりヒアリングを行う。

##### (7) 市からのヒアリング

令和8年7月17日（金）（予定）

##### (8) 参加者からの回答期限

令和8年7月22日（水）（予定）

## ウ 審査結果

### (7) 審査結果の通知

審査の結果については、令和8年7月28日（火）（予定）に、全ての参加者に対して、書面にて通知する。

また、後日結果を市のホームページで公表する。

### (i) 受託候補者に選定されなかった理由の開示

受託候補者に選定されなかった者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、受託候補者に選定されなかった理由について説明を求めることができる。

市は、受託候補者に選定されなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる日の最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、書面により回答する。

## 9 受託候補者の選定方法

- (1) 各選定委員の評価点の合計が最も高い参加者を受託候補者に、次に高い参加者を次点候補者として選定する。ただし、合計点を選定委員の数で除した点数が120点（基準点）に満たない場合や、評価段階でEの項目がある場合は、受託候補者、次点候補者のいずれにも選定しない。

また、合計点が同点の場合は、次の順序で上位者を決定する。

- ア 企画提案評価点が高い者
- イ 評価段階でAの項目が多い者
- ウ 評価段階でDの項目がない者
- エ 提案価格が最も低い者

### (2) 評価基準

次の表に基づき評価する。

	評価項目	評価の視点	配点
参加資格 評価 (40点)	<b>1 業務実績</b>		<b>40</b>
	(1)法人の業務実績	過去5年間の同種業務の件数 (地方公共団体数)	20
	(2)配置予定の相談員 の業務実績	過去5年間の同種業務の件数 (地方公共団体数)	20
企画提案 評価 (140点)	<b>2 企画提案内容</b>		<b>120</b>
	(3)業務実施方針	別紙仕様書における業務目的及び 業務内容を理解し、提案されてい るか。	10
	(4)業務実施体制	本業務を着実に遂行する体制及び 人員が確保されているか。	20

企画提案 評価 (140点)	(5)業務実施内容	本業務を実施する際のフロー等が、 具体性及び妥当性の高いものとな っているか。	20
		個々の相談対応を行うに当たり、 相談者の意向を的確に把握し、助 言等を行う内容となっているか。	30
		相談窓口の周知方法や利用促進策 が、効果的な内容となっているか。	20
	(6)独自提案	市場流通性の低い空家の所有者に 対する独自提案について、効果的 な提案内容となっているか。	10
		その他空き家の解消に向けた独自 の提案が具体的、効果的な内容と なっているか。	10
	<b>3プレゼンテーション</b>		<b>20</b>
	(7)資料作成能力・説 得力	資料が分かりやすく、説明が論理 的であるか。質疑に対する応答が あった場合には、回答が的確であ るか。	10
(8)提案意欲	業務に対する意欲、熱意が感じら れるか。	10	
価格評価 (20点)	<b>4提案価格</b>		<b>20</b>
	(9)提案価格	提案の全体額、項目の内訳、積算に 係る明細、根拠資料が適当か。	20
<b>評点の合計</b>			<b>200</b>

## 10 その他

- (1) 提出書類を提出期限までに提出しなかった場合は、本件プロポーザルに参加することはできない。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、本件プロポーザルに参加しようとする者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等の書類は、受託候補者を選定するための手続以外には使用しない。なお、受託候補者に選定されたことをもって、提案した全ての内容について契約することを保証するものではない。
- (4) 提出された提案書等の書類は、一切返却を行わない。  
また、受託候補者に選定されたか否かに関わらず、府中市情報公開条例により、公開の対象となる。  
特に、受託候補者が提出した書類については、市としてその内容を対外的

- に説明する必要があるため、公知とはいえない事業者独自のノウハウなど、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報を除き、原則として公開となる。
- (5) 提出期限以降における提案書等の提出書類の差替え、追加及び再提出は認めない。
  - (6) 本件プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届にその旨を記載し、提出すること。なお、参加を辞退した場合であっても、当市から他事業における不利益を受けることはない。
  - (7) 通信障害による電子メールの不達など、当市及び本件プロポーザルに参加しようとする者以外の第三者の責に起因する事故等については、当市はいかなる責任も負わない。
  - (8) 提案については、1事業者につき1提案とする。
  - (9) 本件委託契約の相手方については、詳細の協議を行い、両者の合意形成がなされた後に当市の内部手続を経て決定されるため、受託候補者へ選定されたことをもって本件委託契約の相手方たる地位を約束するものではない。  
なお、協議が合意に至らなかった場合には、次点候補者と協議を行う。
  - (10) 次のいずれかに該当するときは、参加資格を無効とするとともに、府中市業務指名停止基準により、指名停止措置を行う場合がある。
    - ア 提案書等の提出書類その他必要書類に虚偽の記載をしたとき。
    - イ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
    - ウ 本件プロポーザルに参加しようとする者が、選定に先立って、選定委員等と不適切と認められる接触を行ったと判断されるとき。
    - エ 府中市業務指名停止基準に該当する事由があったとき。
    - オ その他当市があらかじめ指示した事項に違反したとき、及び参加者に求められる責務を履行しなかったとき。
  - (11) 受託者は、法第23条に規定する「空家等管理活用支援法人」の指定に係る手続に必要な準備及び申請対応について市と協議の上、当該指定に必要な書類の作成その他必要な対応を行うものとする。

## 1 1 問合せ先

事務局（府中市生活環境部環境政策課空き地・空き家対策担当）

所在地：〒183-8703

府中市宮西町2丁目24番地 府中市役所おもや3階

電話：042-335-4195

E-mail：kankyo01@city.fuchu.tokyo.jp